

令和3年第1回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年1月12日(火)
開会時刻：10時01分 閉会時刻：10時49分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
11名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第1号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出について
7. 農業委員会事務局員
2名
8. その他出席者
1名

事務局長（●● ●●君）

ただいまから令和3年第1回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員11名、全員出席となっておりますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●会長によろしく願いいたします。

議長（●● ●●君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は、4番の●● ●●委員、5番の●● ●●委員にお願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

議長（●● ●●君）

それでは、日程1の議案第1号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、本件について、6番 ● ●委員は利害関係人でありますので、●委員には一時退室を求めます。

【●●委員退室】

議長（●● ●●君）

それでは事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書2ページをご覧ください。議案第1号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございますが、まず番号1について農地の所在は早島字幸才●●●●番、地目は田、面積が1,947㎡、早島字幸才●●●●番●、地目が田、面積が869㎡、早島字幸才●●●●番●、地目が田 面積が990㎡で、合計3筆3,806㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地の故・●● ●●●さんの相続人代表、●● ●●●さん、借

受人は早島町早島●●●●番地にお住まいの● ●さんでございます。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和3年2月1日から令和9年1月31日までとなっております。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 ●● ●●委員からよろしくお願いします。

8番（●● ●●君）

1月6日に現地確認を行いました。場所は●●団地の西側です。この3筆とも農地としてきれいに整地されており、問題なかろうかと思われます。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第1号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第1号・番号1は承認されました。
ここで●委員の入室を認めます。

【●●委員入室】

議長（●● ●●君）

続いて番号2について、事務局説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書2ページをご覧ください。番号2について農地の所在は前潟字七ノ割●●●番地●、地目が田 面積が993㎡です。利用権の種類は賃貸借権で貸付人は倉敷市茶屋町早沖●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は倉敷市茶屋町早沖●●番地●にお住いの●● ●●●さんでございます。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和3年2月1日から令和9年1月31日までとなっております。位置図は4ページになります。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 ●● ●●委員からよろしくお願いします。

2番（●● ●●君）

1月8日に現地確認を行いました。ここについては毎年きれいに耕作されており、問題なかろうかと思われます。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので議案第1号・番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第1号・番号2は承認されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程2の議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書7ページをご覧ください。報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出についてですが、番号1について 権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字五ノ割●●●番●、地目が宅地、面積が339㎡です。譲渡人は早島町前潟●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、譲受人は岡山市南区大福●●●番地●、有限会社●●●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●さんでございます。転用目的は分譲住宅地 分譲住宅用地5区画となっております。位置図は8ページです。

こちらの届出については、市街化区域内の農地の転用届出になっておりますが、現地は相当以前から、宅地になっておりまして今回は事後手続き、事後の届出となっております。これについては以後こういった事がないように届出者の方に注意をしております。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して、ご質問・ご意見等ございませんか。

7番（●● ●●君）

以前から宅地だったということですが、宅地になった際に報告がなかったということですか。

事務局（●● ●●君）

はい。当時届出なく宅地に転用していたということです。

7番（●● ●●君）

市街化区域だから報告のみで問題ないということですか。

事務局（●● ●●君）

調整区域であれば、追認という形でもう一度申請をしていただく必要がありますが、今回は市街化区域のため事後の届出を受理しています。

8番（●● ●●君）

分譲住宅用地5区画となっておりますが、339㎡で5区画という意味か、それとも位置図④の点線で囲まれた内側で5区画という意味でしょうか。

事務局（●● ●●君）

点線で囲まれた内側で5区画という意味です。

議長（●● ●●君）

他にないようでありますので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局長（●● ●●君）

本日、生涯学習課長が来られています。去年の8月の農業委員会の際に経緯をご説明しました、イ草田の件について、担当課で今後どうするかを話し合った結果をご説明したいということです。

生涯学習課長（●● ●●君）

生涯学習課長の●●と申します。本日はお忙しい中お時間をくださりありがとうございます。いぐさ保存事業において貴重な農地の管理が不十分で誠にすみませんでした。

8月の農業委員会の際には、当該土地での保存事業を今年度で終了し、代替地での継続を検討するとご説明しましたが、町の所有地で適当な広さや場所を持つ代替地がなかったため、代替地での継続は断念いたしました。またプランターで栽培し、幼・小・中そして公民館で栽培することも検討しました。

実は今小学校でイグサの授業、中学校でイグサ製品の開発を行っていきまして、できれば今のイ草田で栽培を続けたいという思いが芽生えました。そこで現在の土地を改めて契約し、半分にイグサを植え、もう半分は草刈りなどをして管理したいと考えています。

理由といたしまして、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●から位置が近く、イグサ文化を一体的に学ぶのに役立つ場所であること、●●●●●●の会場と近く、刈り取り体験などが効果的にできるということで選定させていただきました。

体制といたしましては、生涯学習課と●●●●●●●●●●とで協定を結び、小中学生や地域のボランティアの方と協力しながらイ草文化継承の機運を高めたいと考えています。

ただし、農地法施行令第2条で、「農地全面の耕作を行う」という規定があるため、この土地利用の計画で農業委員会の方で許可が得られるかどうかご指導いただきたいと思います。

難しいようであれば、現在のイ草田から近い場所で、200㎡～500㎡程度のイ草田の候補地があればご紹介していただきたいと思います。今日はよろしく申し上げます。

議長（●● ●●君）

皆さんいかがでしょうか。今まではうやむやにしたままでしたが、今回正式にされるというのであれば問題ないかと思えますけど。ただ管理はしっかりしないと。自然に消滅しないようにやっていただきたいと思えます。

7番（●● ●●君）

半分にイ草を植え、もう半分は草刈りして管理するとのことですが、以前の議会への報告では「半分もできない。」ということでしたが、当該地にイ草を植える正確な面積を教えてください。

生涯学習課長（●● ●●君）

当該地が1,317㎡で、イ草田としては苗床も含め最大500㎡で考えています。

5番（●● ●●君）

苗はあるのですか。

生涯学習課長（●● ●●君）

今植えているところに生えています。

5 番（●● ●●君）

イ草は難しいですよ。5 畝といたらそれは難しいと思います。

4 番（●● ●●君）

続けていけるのですか。気を入れてやらないと。口だけでいい事言ってたらだめですよ。腹をくくらないと。寒い日に植えて暑い日に刈るのですから。遊びじゃないですよ。ここにいる皆さん経験してきたと思いますが。

6 番（● ●●君）

もう植えているのですか。

9 番（● ●●君）

1 1 月末には植えておかないと。

生涯学習課長（●● ●●君）

農業委員会からの許可をいただけていないのでプランターに植えています。許可をいただいて今年の 1 2 月から植えたいと考えています。

9 番（● ●●君）

指導者はいるのですか。

生涯学習課長（●● ●●君）

●●●●●●●●の方がいろいろと引き継がれていまして、すごくいいイ草ができるわけではないのですが、その方々の協力を得て実施します。

6 番（● ●●君）

5 畝作ろうと思ったら、苗の元がかなり必要ですよ。

7 番（●● ●●君）

可能なのですか。できそうにないですが。

1 反 3 畝のうち 5 畝を植えるということですが、その時点で全然半分ではないですし、なぜ半分と言われたのかが疑問です。ちゃんとした説明をしてもらわないと。農業委員会を騙すようなことを言っただけではいけないと思います。

農地法第 2 条の 2 と第 3 条第 2 項に何と書いてあるかご存じですか。第 2 条の 2 には「きちんと耕作しないとイケないですよ。」と、そして第 3 条第 2 項には「農業委員会はちゃんと耕作するか確かめ

たうえで許可すること。」という旨が書いてあります。今回は1反3畝のうち5畝しか耕作しないということなので農業委員会として許可できないと思うのですが、僕らには農業委員会として許可する責任がありますので、もう一度ちゃんと精査をされるべきかと。もう少し農地法を読んでから考え直してください。

3番 (●● ●●君)

契約は地主と町ですか。

生涯学習課長 (●● ●●君)

はい。

3番 (●● ●●君)

町が農地法3条の許可を受ける場合は3つの条件があります。見本用と展示用、そして採取目的。このいずれかに該当する場合のみやむを得ないと判断されることになります。この点について担当課からよく指導してあげてください。

議長 (●● ●●君)

何年間も放ったらかしで、誰がしているのかもわからない状況でした。やるなら本当にちゃんとやらないと。

7番 (●● ●●君)

地主さんと早島町は16年位前に契約をしていて、当時の契約は延長の限度は3年とされていたので、契約は既に切れています。にも拘らず今日まで借料を払い続けていました。その辺りもちゃんと説明しないと。いい加減な説明ばかりして農業委員を騙すようなことをするのはどうかと思いますよ。契約が切れても払い続けてきて、そこを議会から指摘されて初めて再契約に向けて3条申請の準備をされているわけですから。その説明をちゃんとしないのは農業委員会に対して失礼ですよ。

4番 (●● ●君)

いいことばかり言っています。

6番 (● ●君)

農地として借りるわけですから、残りは他の物を植える計画にするとかしないと。稲を植えるとか。

事務局長 (●● ●●君)

先ほど●●●●委員が言われたように、町が3条許可を受ける場合は通常の3条とは違う特殊性があります。町が農地を借りる場合はそれなりの大義名分が必要です。イ草の展示田にするとしても、作付面積が500㎡の計画に対して1,300㎡が必要な理由が見当たりません。500㎡の土地を採すべきです。今日、生涯学習課長が来られたのは「500㎡の作付予定で1,300㎡借りますが、

残りは草刈等できちんと保全管理を行います。それでも許可を頂けますか。」という趣旨だと思います。今日の委員さんからのご意見を一度持ち帰って再度検討していただきたいと思います。

6番（● ●君）

借料はいくら払うのですか。

事務局（●● ●●君）

年間2万円だそうです。●委員先ほど「稲でも植えればいい。」と言われましたが、それでは町が借りる大義名分にはならないと思います。1, 300㎡全てにイ草を植えることしかないかと。

7番（●● ●●君）

まず経緯をきちんと説明してもらわないと。

議長（●● ●●君）

許可受けたものの放ったらかしでは困ります。遊び事じゃないんですよ。

生涯学習課長（●● ●●君）

今日の皆さんのご意見を持ち帰らせていただきます。貴重なご意見をありがとうございました。

議長（●● ●●君）

その他について事務局何かありますか。

事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会は2月10日（水）10時からを予定しております。場所は3階の第一委員会室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願いします。

以上で、その他の報告事項を終わります。

議長（●● ●●君）

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

令和3年第1回早島町農業委員会を閉会いたします。